

第1章 計画策定の背景と目的

1 背景と目的

わが国では、高度経済成長期の急激な人口増加に対応して多くの公共施設やインフラ施設が整備され、本市においても昭和40年代から50年代の人口の増加に伴い、学校や公営住宅をはじめ多くの公共施設を整備してきました。これらの施設は、建築後30年以上経過する建物が数多く存在し、今後、建替えや大規模な改修が必要となってきます。

これらの建替えや大規模改修には多額の経費が見込まれ、国、地方とも生産年齢人口減少に伴う税収の減少や高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増大など厳しい財政状況にある中、既存施設の全てを同規模で維持し続けることは困難な状況となっています。

また、人口減少とともに年齢構成、社会情勢の変化に伴い、公共施設等¹に対するニーズも変化していくことが予測されます。

その様な中、平成26年(2014年)4月に総務省より、全国の地方公共団体に対し、今後の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がありました。これにより、地方公共団体は、公共施設、道路や橋梁などのインフラ施設の全ての「公共施設等」を対象として、10年以上の長期視点を持ち、財政や人口の見通しとライフサイクルコスト²を考慮した計画を策定することになっています。

本市においては、これまで建築物の保全計画をはじめ、道路、公園等のインフラ施設の長寿命化計画など、各公共施設等の改修、維持管理³について、分野ごとに策定した計画に基づき整備を進めてきました。

しかしながら、本市においても人口や財政状況を踏まえ、公共施設等の全体を把握した上で、今後の公共施設等のあり方について、長期的な視点をもって策定することが必要であり、今後の公共施設等全体の基本方針を定めるものとして「芦屋市公共施設等総合管理計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

¹ 公共施設等 : 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物のこと。具体的には、いわゆるハコモノの他道路・橋梁等の土木構造物、公営企業に類する施設(上水道、下水道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、浄水場、汚水処理場等)等も含む包括的な概念。

² ライフサイクルコスト : 施設等の計画・設計・施行から維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

³ 維持管理 : 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などのこと。

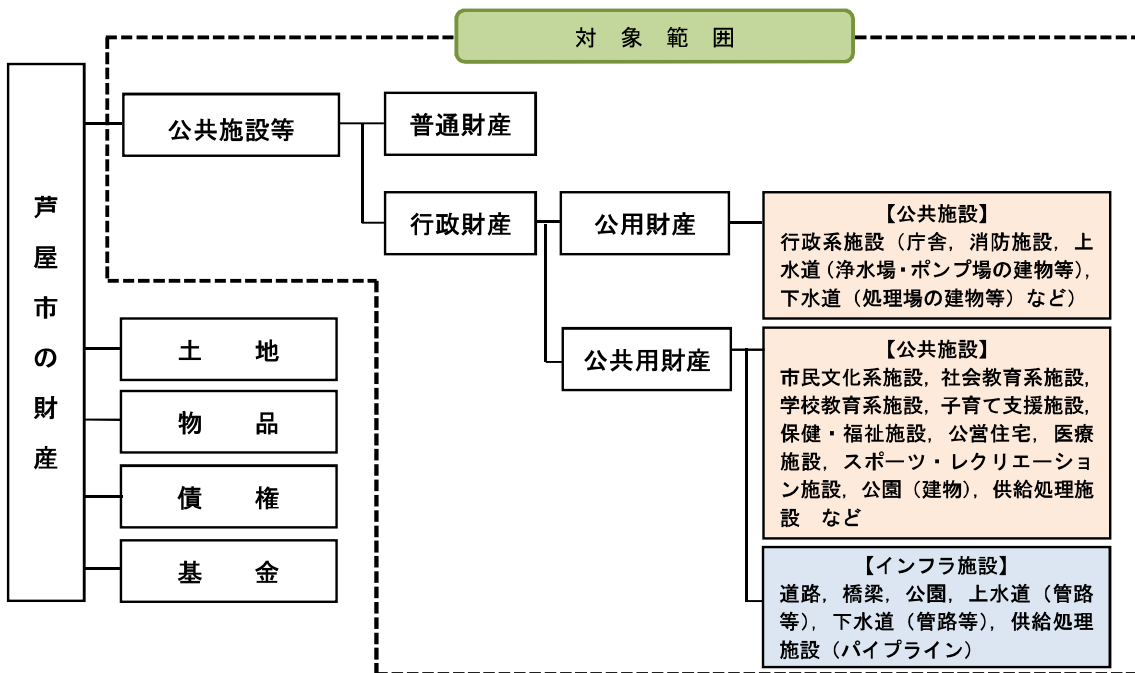
2 計画の対象施設

本市において対象とする施設は、本市が保有もしくは管理する「公有財産」を対象とします。本市では、庁舎や消防施設、学校、公営住宅などの建物を有する施設を「公共施設」、道路や橋梁、上下水道の管路などの建物を有しない施設を「インフラ施設」とし、「公共施設」と「インフラ施設」を計画の対象施設とします。

なお、本計画においては、市が所有せず管理・運営のみを行っている建物も公共施設と位置づけています。

また、本計画はこれまでに策定した「公共施設の保全計画」では対象外となっていた企業会計（病院・下水道など）に関する建物や 50 m²未満の建物も対象としています。

図 1-2-1 計画の対象施設



地方自治法 第238条

■行政財産

地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産

【公用財産】

市が事務又は事業を執行するために直接使用することを目的とする財産

例) 庁舎、消防施設など

【公共用財産】

住民の一般的共同利用に供することを目的とする財産

例) 市民文化系施設（市民センター、集会所など）、社会教育系施設（図書館、博物館など）、学校教育系施設（学校など）、道路、公園など

■普通財産

行政財産以外の公有財産

3 計画の位置づけ

本計画は、平成25年（2013年）11月の国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画として位置づけるとともに、平成26年（2014年）4月に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき作成するものです。

また、本市における位置づけは、市の最上位計画である「第4次総合計画」に即する課題別計画であるとともに、今後の公共施設等の基本方針を定めるものであることから、これまでに策定した「公共施設の保全計画」、「市営住宅等ストック総合活用計画」、「耐震改修促進計画」や各種インフラ長寿命化計画などの個別の公共施設等の計画については、本計画が上位計画であることを踏まえて見直しを行い、個別計画として位置づけていきます。また、「行政改革実施計画」も本計画を踏まえ、公共施設等に関する取組を進めるものとしします。

図 1-3-1 計画の位置づけ

